

平成22年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会



# 目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	3
2 人事委員会の権限と組織	3
3 人事委員会の委員	4
4 人事委員会の運営	4
(1) 平成22年度 人事委員会開催状況	4
(2) 平成22年度 人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	13
1 事務局の組織	15
2 事務局職員の定数及び現員	15
3 事務局の事務分掌	15
4 事務局職員一覧表	16
5 人事委員会規則の制定改廃状況	16
6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	16
7 平成22年度の予算の状況	16
第3章 任用関係業務	23
1 採用試験	25
(1) 実施日程	25
(2) 受験資格及び試験方法	26
(3) 特徴と受験者の確保	27
(4) 平成22年度 試験概要	28
(5) 採用試験実施結果一覧	30
2 採用及び昇任の選考結果	32
第4章 給与関係業務	35
1 職員給与の実態	37
(1) 給料表別, 性別, 学歴別の職員構成	37
(2) 給料表別の平均給与月額等	38
2 民間給与の調査	39
(1) 調査事業所	39
(2) 学歴別, 規模別の初任給	39
(3) 諸手当の支給状況	40
3 職員の給与に関する報告及び勧告	40
(1) 職員給与と民間給与の較差	40
(2) 報告(むすび)	41
(3) 勧告	46
4 勧告実施の状況	46

第5章 勤務条件関係等業務	5 1
1 勤務条件	5 3
2 服務	5 4
3 その他	5 4
第6章 公平審査関係業務	5 5
1 勤務条件に関する措置要求	5 7
(1) 平成22年度において判定したもの	5 7
(2) 平成22年度において審査したもの	5 7
(3) 平成22年度において却下したもの	5 7
(4) 平成22年度において取下げのあったもの	5 7
2 不利益処分に関する不服申立て	5 7
(1) 平成22年度において裁決したもの	5 7
(2) 平成22年度において審査したもの	5 8
(3) 平成22年度において却下したもの	5 9
(4) 平成22年度において取下げのあったもの	5 9
(5) 平成22年度において打ち切ったもの	5 9
3 苦情処理	5 9
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	5 9
第7章 職員団体関係業務	6 1
1 職員団体の登録	6 3
(1) 県関係	6 3
(2) 受託地方公共団体関係	6 3
2 管理職員等の範囲の指定	6 4
(1) 県関係	6 4
(2) 受託地方公共団体関係	6 5
第8章 労働基準監督機関関係業務	6 7
1 労働基準監督機関職権行使者	6 9
2 労働基準法別表第1による号別区分	6 9
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	7 0
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	7 0

# 第 1 章

## 人事委員会関係



# 第1章 人事委員会関係

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例(昭和26年6月11日条例第34号)により設置された。

## 2 人事委員会の権限と組織

人事委員会は、3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会の組織に合議制組織を採用した根本的な理由は、政治勢力の排除、成績主義の確保、職員の利益保護、準司法的判定機能を効果的に発揮させるために、第一にその権限を独立させ、第二に慎重な判定に基づいて、公正中立な権限を行使しうるものでなければならないということにあったものである。

人事委員会の権限は、地公法第8条に規定されているが、これを機能的に大別すると次のとおりである。

### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究し、その成果を議会又は任命権者へ報告すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が、地公法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため、必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 法律又は条例に基づき、その権限に属する事務(給料表の計画立案、給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等。)

### (2) 準立法的権限

法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決または決定をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

### 3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

職名	氏名	就任年月日	任期満了日	備考
委員長	西田 秀史	H18.10.13	H26.10.12	H22.10.26～ 委員長
委員	佐藤 園	H18.7.16	H26.7.15	H18.8.10～ 委員長職務代理者
委員	村上行範	H15.10.6	H23.10.5	

### 4 人事委員会の運営

委員長は、3人の委員の中から互選によって選ばれる。委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。委員会は、委員全員の出席により開催し、その議事の決定は出席委員の過半数によることとなっている。なお、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の請求があったとき、委員長が招集し開催する。

会議は原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開することもできる。議事の経過は地公法の規定により、議事録として記録しておかなければならない。

#### (1) 平成22年度 人事委員会開催状況

区分	平成22年度
会議	28回
議案	108件
報告事項	30件
その他	15件

#### (2) 平成22年度 人事委員会議事一覧表

(資料1)のとおり。

(資料1)

## 平成22年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4 / 1 3 (火)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 報告事項 その他	平成22年度岡山県職員A採用試験の実施について 平成22年度岡山県警察事務職員A採用試験の実施について 平成22年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験問題の決定について 平成21年第1号不服申立事案に係る口頭審理の開催について (1)平成22年職種別民間給与実態調査の実施について (2)平成22年高教組との局長会見の概要 (3)平成21年度(下半期)苦情相談処理状況について ・委員視察について
4 / 2 3 (金)	2	議第5号	職員の昇任の選考について
5 / 1 8 (火)	3	議第6号 議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 議第11号 議第12号 報告事項	平成22年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成22年度岡山県警察事務職員A採用試験第一次試験問題の決定について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 平成21年第1号不服申立事案に係る口頭審理進行要領等について 平成22年第1号不服申立事案に係る答弁書の受理等について 岡山県職員倫理条例に係る贈与等報告書の審理について (1)平成22年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験の実施状況について (2)平成22年県職員共闘会議局長会見の概要
6 / 8 (火)	4	議第13号 議第14号 議第15号 議第16号	平成22年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験合格者の決定について 条例案に対する人事委員会の意見について 平成21年第1号不服申立事案に係る口頭審理調書等について 平成22年第1号不服申立事案に係る準備手続の開催について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
6 / 1 5 (火)	5	議第17号 議第18号 議第19号 議第20号 その他	平成22年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 平成22年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察事務職員B採用試験の実施について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正について 平成21年第1号不服申立事案に係る争点について ・委員視察について
7 / 1 3 (火)	6	議第21号 議第22号 議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 議第27号 報告事項 その他	平成22年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成22年度岡山県警察事務職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成22年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について 平成22年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 平成21年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成22年第1号不服申立事案に係る準備手続の概要等について (1)平成22年職種別民間給与実態調査の実施状況について ・岡山県職員A採用試験第二次試験の実施について
7 / 2 6 (月)	7	議第28号 議第29号 議第30号 議第31号 報告事項 その他	平成22年度身体障害者対象の岡山県職員採用試験の実施について 平成22年度岡山県現業職員転任試験の実施について 選考により採用する職の範囲の一部改正について 平成21年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について (1)解雇予告の除外認定について ・岡山県職員A採用試験口述試験について
7 / 2 9 (木)	8	議第32号	職員の採用の選考について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
8 / 1 0 (火)	9	議第 3 3 号  議第 3 4 号 報告事項  その他	平成 2 2 年度第 1 回岡山県警察官 A 採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)平成 2 2 年人事院勧告について (2)連合岡山 (官公部門) からの要求書受取の概要 ・岡山県の職員給与と民間給与について (平成 2 1 年度)
8 / 2 4 (火)	10	議第 3 5 号 議第 3 6 号  議第 3 7 号  議第 3 8 号  議第 3 9 号  議第 4 0 号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成 2 2 年度岡山県職員 A 採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 平成 2 2 年度岡山県警察事務職員 A 採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 平成 2 2 年度岡山県職員 B 採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成 2 2 年度第 2 回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察事務職員 B 採用試験第一次試験問題の決定について 平成 2 2 年第 1 号不服申立事案に係る第 3 回準備手続の開催等について (1)平成 2 2 年人事院勧告について
8 / 3 1 (火)	11	議第 4 1 号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)全国人事委員会事務局長会議の概要について (2)高教組からの要求書受取りの概要について
9 / 7 (火)	12	議第 4 2 号 議第 4 3 号  議第 4 4 号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成 2 2 年度身体障害者対象の岡山県職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成 2 2 年度岡山県現業職員転任試験の試験問題の決定について (1)中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要
9 / 1 4 (火)	13	議第 4 5 号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)小学校長会・中学校長会からの要望書受取の概要

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
9 / 2 1 (火)	14	議第46号 議第47号 議第48号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について (1)平成22年第1号不服申立事案に係る主張書面等の受理について (2)中国地方人事委員会協議会事務局長会議の概要
9 / 2 8 (火)	15	議第49号 報告事項 その他	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)高等学校教職員組合との局長会見の概要 (2)岡山県職員共闘会議局長会見の概要 (3)岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議及び岡山県労働組合会議からの要請 ・分限免職訴訟の上告不受理について
9 / 3 0 (木)	16	議第50号 議第51号	職員の給与等に関する報告及び勧告について 交際費の執行に係る取扱いについて
10 / 1 2 (火)	17	議第52号 議第53号 議第54号 報告事項 その他	平成22年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験合格者の決定について 平成22年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察事務職員B採用試験第一次試験合格者の決定について 平成22年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験作文試験の課題の決定について (1)平成22年度(上半期)苦情相談の処理状況について (2)岡山県職員共闘会議との委員会見の概要 ・平成22年の都道府県勧告の状況について(10月8日現在)
10 / 2 6 (火)	18	議第55号 議第56号 議第57号 議第58号	委員長の選任について 委員長職務代理者の指定について 労働基準監督機関の職権に係る人事委員会委員への委任について 平成22年度身体障害者対象の岡山県職員採用試験第一次試験合格者の決定について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第59号 議第60号 議第61号 報告事項	平成22年度身体障害者対象の岡山県職員採用試験作文試験の課題の決定について 作東町職員組合の職権による登録の取消について 平成22年第1号不服申立事案に係る第3回準備手続の概要等について (1)平成22年の都道府県勧告の状況について
11/16 (火)	19	議第62号 議第63号 議第64号 議第65号 議第66号 報告事項	平成22年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 平成22年度岡山県現業職員転任試験に係る合格者の決定について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について 作東町職員組合の職権による登録の取消しの決定について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用通知の一部改正について (1)人事委員会勧告の取扱いに関する組合との妥結状況について (2)平成22年第1号不服申立事案に係る第4回準備手続の日程等の変更について
11/29 (月)	20	議第67号 議第68号 議第69号 議第70号	平成22年度身体障害者対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 条例案に対する人事委員会の意見について 岡山県職員給与条例等の改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について
12/7 (火)	21	議第71号 議第72号 報告事項 その他	平成22年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察事務職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定等について 条例案に対する人事委員会の意見について (1)平成22年第1号不服申立事案に係る主張書面等の受理について ・公平委員会事務の受託について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
1 / 1 8 (火)	22	議第73号 議第74号 その他	平成22年第1号不服申立事案に係る第4回準備手続の概要等について 東備消防組合職員の勤務条件に関する措置要求の受理について ・「公務員の高齢期雇用問題」と「自律的労使関係制度の措置」について ・民間給与に関する調査について ・警察官採用試験の見直しについて ・公平委員会事務受託について ・人事委員報酬の支給額の改正案について
2 / 8 (火)	23	議第75号 議第76号 議第77号 議第78号 議第79号 報告事項 その他	職員の昇任及び採用の選考について 平成23年度岡山県職員等採用試験実施計画について 警察職員採用試験に係る実施基準等の一部改正について 岡山県職員給与条例の一部改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正について 平成22年第1号不服申立事案に係る第5回準備手続の概要等について (1)平成23年第1号措置要求事案に係る意見書の受理等について ・特地手当に係る特地公署の見直しについて
2 / 2 2 (火)	24	議第80号 議第81号 議第82号 議第83号 議第84号 議第85号 議第86号 報告事項	平成23年度における組織及び職制の改正等について(警察) 期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について 特地勤務公署の指定見直しについて 職員の昇任及び採用の選考について 平成23年度第1回岡山県警察官A採用試験の実施について 東備消防組合職員の勤務条件に関する措置要求の受理及び平成23年第1号措置要求事案との審査の併合について 平成23年第1号及び第2号措置要求事案に係る意見書の受理等について (1)自治労岡山県本部からの要求書受取りの概要について
3 / 2 (水)	25	議第87号 議第88号	特地勤務手当等に関する規則等の一部改正について 平成23年第1号及び第2号措置要求事案に係る意見書の受理及び判定書(案)について
3 / 8 (火)	26	議第89号 議第90号	公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部改正について 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第91号 議第92号 報告事項	教育職給料表(一)の適用に関する承認について 平成23年第1号及び第2号措置要求事案に係る判定書(案)について (1)民間給与に関する調査について
3/17 (木)	27	議第93号 議第94号 議第95号 議第96号 議第97号 議第98号 報告事項	平成23年4月1日人事異動に伴う協議について 職務の級の分類の承認について 職員の昇任及び採用の選考について 単身赴任手当の運用についての一部改正について 平成23年第1号及び第2号措置要求事案に係る判定書(案)について 職務に専念する義務の免除について (1)高教組からの要求書受取の概要
3/22 (火)	28	議第99号 議第100号 議第101号 議第102号 議第103号 議第104号 議第105号 議第106号 議第107号 議第108号 報告事項 その他	平成23年4月1日人事異動に伴う協議について 平成23年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則及び岡山県人事委員会事務処務 規程の一部改正について 組織改正等に伴う人事委員会規則及び通知の一部改正について 職員の昇任及び採用の選考について 自己啓発等休業に係る退職手当の取扱いの承認について 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 特別休暇の特例承認について 平成23年第1号及び第2号措置要求事案に係る判定書(案)について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正について (1)県共闘からの要求書受取の概要 ・不服申立ての中間状況報告



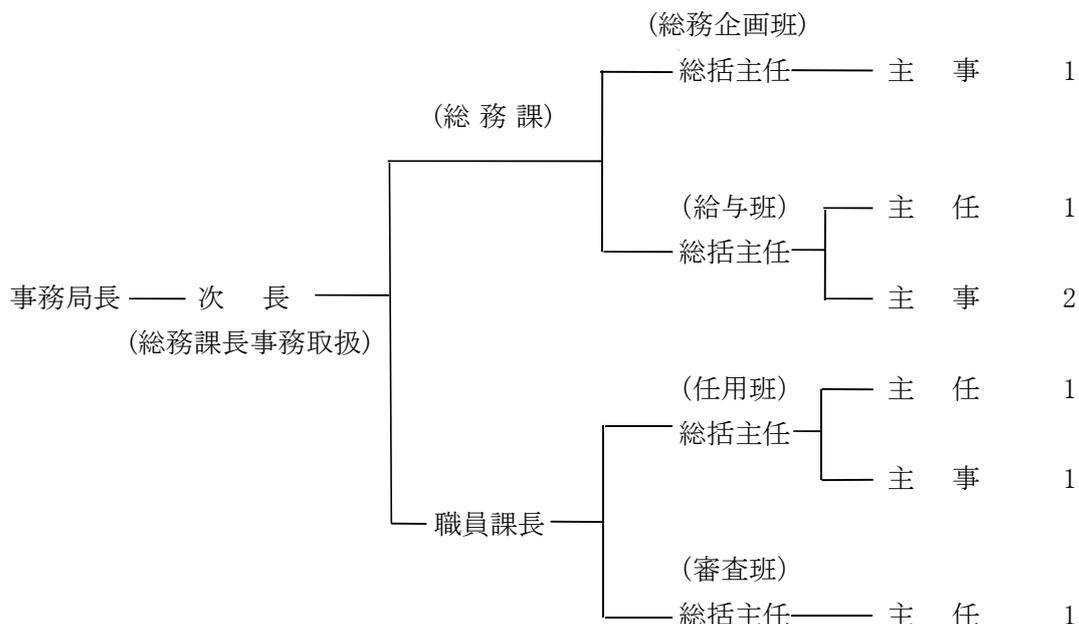
## 第 2 章

### 事務局の組織及び分掌事務等



## 第2章 事務局の組織及び分掌事務等

### 1 事務局の組織



### 2 事務局の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 14人

人事委員会事務局の職員現員 14人

〔岡山県職員定数条例第2条6号〕

### 3 事務局の事務分掌

課	班	事 務 分 掌
総務企画班	総務企画班	1 事務局の事務の総合調整に関する事
		2 人事委員会の会議及び議事に関する事
		3 人事評価制度に関する事
		4 事務局職員の任免その他人事に関する事
		5 事務局職員の福利厚生に関する事
		6 文書及び物件の收受・発送及び保管に関する事
		7 予算経理及び物品出納に関する事
		8 議会及び総務委員会に関する事
		9 広報に関する事
		10 他班の分掌に属しない事項に関する事
給与班	給与班	1 給与等に関する報告及び勧告に関する事
		2 民間給与実態調査に関する事
		3 職員給与実態調査に関する事
		4 給料表に関する事
		5 諸手当その他給与制度に関する事
		6 初任給・昇格・昇給等に関する事
		7 教員の給与制度に関する事
		8 給与支払いの監理に関する事
		9 組合の会見に関する事

課	班	事 務 分 掌
職 員 課	任 用 班	1 各任命権者との連絡調整に関する事
		2 採用試験に関する事
		3 選考に関する事
		4 臨時的任用に関する事
		5 現業職員転任試験に関する事
		6 広報に関する事
		7 電算処理に関する事
		8 各種調査に関する事
		9 人事委員会勧告に関する事
審 査 班	1 不利益処分不服申立てに関する事	
	2 勤務条件に関する措置の要求に関する事	
	3 訴訟に関する事	
	4 苦情相談に関する事	
	5 分限・懲戒及び服務の手續に関する事	
	6 勤務時間その他の勤務条件に関する事	
	7 労働基準監督に関する事	
	8 職員団体に関する事	

#### 4 事務局職員一覧表(平成22年4月1日現在)

所属	職 名	氏 名	備 考	
	局 長	三 宅 洋 子		
	次 長	矢 吹 正	総務課長事務取扱	
総 務 課	総務課長	( 次 長 事 務 取 扱 )		
	総務企画班	総括主任	三 村 恵 範	
		主 事	川 上 明 日 香	
	給 与 班	総括主任	笠 原 幸 雄	
		主 任	藤 本 賀 隆	
		主 事	八 塚 み つ 美	
職 員 課	主 事	野 田 新 二		
	職員課長	宇 野 明		
	任 用 班	総括主任	松 本 和 久	
		主 任	田 口 昌 弘	
		主 事	近 藤 倫 誉	
	審 査 班	総括主任	石 井 一 志	
主 任		山 本 滋 美		

#### 5 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2)のとおり。

#### 6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3)のとおり。

#### 7 平成22年度の予算の状況

(資料4)のとおり。

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
19	22.5.28	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当に係る勤務期間の算定から控除する期間について、所要の改正を行う。	公布日 (22.4.1)
20	22.6.26	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	育児を行う職員の時間外勤務の制限、家族休暇等の拡充について、所要の改正を行う。	22.6.30
21	22.6.26	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	22.6.30
22	22.7.16	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係市町村における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について改正を行う。	公布日
23	22.9.28	〃	〃	公布日
24	22.9.28	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	派遣職員の給与の算定方法等について、所要の改正を行う。	22.10.1
25	22.11.30	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	22.12.1 (22.4.1)
26	22.11.30	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	22.12.1
27	22.11.30	初任給、昇格、昇給等の規準に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	22.12.1 (22.4.1)
28	22.11.30	初任給、昇格、昇給等の規準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正	平成24年1月1日の昇給において、従前の昇給制度に相当する運用が引き続き可能となるよう所要の改正を行う。	23.1.2
29	22.11.30	岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	22.12.1 (一部23.4.1 から施行)

1	23.2.18	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	教員給与の見直し等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
2	23.2.18	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
3	23.2.18	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
4	23.2.18	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	教員給与の見直し等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
5	23.3.8	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察の職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	23.3.9
6	23.3.8	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
7	23.3.8	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	警察の職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	23.3.9
8	23.3.11	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	特地公署に係る指定の見直し等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
9	23.3.11	特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	特地公署に係る指定の見直し等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
10	23.3.15	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる公益法人等の追加及び削除を行う。	23.4.1
11	23.3.29	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	風水震災等に係る特別休暇の拡充について、所要の改正を行う。	公布日
12	23.3.31	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職の新設及び廃止等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1

13	23.3.31	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1
14	23.3.31	岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の整備を行う。	23.4.1
15	23.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴い、所要の改正を行う。	23.4.1

(資料3)

### 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

年月日	条 例 案	意 見
22.6.8	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
22.11.29	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	一部に勧告と異なる部分があるが、諸般の事情を勘案すればやむを得ないものとする。
	岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に限る。)	異議なし

(資料4)

## 平成22年度当初予算額事項別一覽表

(単位:千円)

分類	事項名	平成21年 予算額	財源内訳		平成22年 予算額	財源内訳		対前年比 (%)	説明
			特定	一般		特定	一般		
D	人事委員会費	7,222		7,222	7,175		7,175	99.3	委員報酬等経費 (報酬) 委員長 227千円/月 委員 184千円/月 ※平成21～24年度は上記額から10%減額
D	人事委員会事務局 運営費	15,865	470	15,395	15,569	474	15,095	98.1	事務局運営費 15,095 受託公平委員会費 474 10市10町2村42一部事務組合等に係る 公平委員会の受託事務費 30千円/年 (負担金)市 町村 9千円/年 (職員数100人以上) 6千円/年 (職員数100人未満) 2千円/年 一部事務組合等
D	人事委員会事務局 職員費	105,015		105,015	108,198		108,198	103.0	人件費 14名分
	基準行政運営費 (事務局合計)	128,102	470	127,632	130,942	474	130,468	102.2	



## 第 3 章

### 任用關係業務



### 第3章 任用関係業務

#### 1 採用試験

(1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験日 試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験	5月7日	5月7日 ～ 5月28日	6月27日 岡山大学 明治学院大学	8月1日 ～ 8月4日	8月25日
岡山県職員B採用試験	7月8日	7月8日 ～ 8月27日	9月26日 岡山大学	10月28日 ～ 10月30日	11月17日
市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月20日	8月20日 ～ 9月17日	10月17日 岡山県自治研修所	11月11日	12月1日
身体障害者対象の岡山県職員採用試験	3月17日	3月17日 ～ 4月12日	5月9日 岡山朝日高校 5月8日、15日、 16日 岡山県警察学校	7月17日 ～ 7月22日	8月11日
岡山県警察官等採用試験	5月7日	5月7日 ～ 5月28日	6月27日 岡山大学	8月16日	8月25日
	7月8日	7月8日 ～ 8月20日	9月19日 岡山大学・岡山県警察学校 9月20日、25日、 26日 岡山県警察学校	11月19日 ～ 11月23日	12月8日
警察官B (男性・女性)	警察事務職員B				

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県 職	政学学生木築気 ＜県職員A＞ 行政衛生建電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 ・ 択一式試験 ・ 専門試験 ・ 択一式試験 ・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 ・ 口述試験</li> </ul>
員	務 ＜県職員B＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 ・ 択一式試験 ・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験 ・ 口述試験</li> </ul>
等	市町村立小・中学校 事務職員 A B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 ・ 択一式試験 ・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験 ・ 口述試験</li> </ul>
警察官等	警察官(男性) 平成22年10月採用 A 警察官(女性) 平成22年10月採用 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 ・ 択一式試験 ・ 選択科目試験 ・ 適性検査 ・ 体力試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口述試験 ・ 身体検査</li> </ul>
	・ 同上	・ 同上	・ 同上

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官(男性)	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者・・・①	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験 2時間</li> <li>択一式試験 1時間</li> <li>選択科目試験 2時間程度</li> <li>適性検査 2時間程度</li> <li>体力試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> </ul>
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察官(男性)	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①)に該当しない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験 2時間</li> <li>択一式試験 1時間</li> <li>作文試験 2時間程度</li> <li>適性検査 2時間程度</li> <li>体力試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> </ul>
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察事務職員A	昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験 2時間30分</li> <li>択一式試験 1時間</li> <li>論文試験</li> <li>適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
警察事務職員B	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験 2時間</li> <li>択一式試験 1時間</li> <li>作文試験</li> <li>適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>

(3) 特徴と受験者の確保  
ア 申込者は、県職員Aでは対前年比約20%増、県職員Bについては約3%減であった。また、警察官については約1%増となった。  
イ 受験者の確保に向けて、採用説明会を開催(5月、8月、12月、3月)した。

(4) 平成22年度試験概要  
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 (倍)	採用者 (人)
県職員A	行政		(236)	(135)		(24)	(21)	(9)		(2)
公示 5月7日		34	628	385	61.3	102	95	37	10.4	26
一次 6月27日	化学		(9)	(6)		(1)	(1)	(1)		(1)
一次合格発表 7月14日		3	44	30	68.2	9	8	3	10.0	1
二次 8月1日	衛生		(11)	(9)		(4)	(3)	(2)		(2)
8月2日~8月4日		2	17	14	82.4	6	5	2	7.0	2
二次合格発表 8月25日	土木		(3)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)
		6	49	22	44.9	7	5	5	4.4	5
	建築		(3)	(2)		(1)	(1)	(1)		(1)
		2	12	8	66.7	3	3	3	2.7	3
	電気		(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		1	14	10	71.4	3	2	1	10.0	1
	計	48	(262)	(153)		(31)	(27)	(14)		(7)
			764	469	61.4	130	118	51	9.2	38
県職員B	事務		(33)	(27)		(10)	(10)	(6)		(5)
公示 7月8日		6	74	62	83.8	26	24	9	6.9	8
一次 9月26日										
一次合格発表 10月13日										
二次 10月28日	計	6	(33)	(27)		(10)	(10)	(6)		(5)
10月29日~10月30日										
二次合格発表 11月17日		6	74	62	83.8	26	24	9	6.9	8
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A		(218)	(156)		(13)	(10)	(7)		(5)
		8	373	269	72.1	24	20	9	29.9	6
	B		(49)	(42)		(16)	(14)	(7)		(6)
		8	77	62	80.5	25	23	8	7.8	7
	計	16	(267)	(198)		(29)	(24)	(14)		(11)
			450	331	73.6	49	43	17	19.5	13
県職員(身体障害者対象)	事務		(8)	(8)		(6)	(5)	(1)		(1)
公示 8月20日		5	25	23	92.0	15	14	5	4.6	5
一次 10月17日										
一次合格発表 10月27日										
二次 11月11日										
二次合格発表 12月1日										
県職員等合計		75	(570)	(386)		(76)	(66)	(35)		(24)
			1,313	885	67.4	220	199	82	10.8	64
総合計		264	(1,385)	(876)		(210)	(194)	(70)		(51)
			3,933	2,600	66.1	1,011	933	311	8.4	252

注：( )内は、女性で内数

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一 次合格者 (人)	第二 次合格者 (人)	最 終合格者 (人)	競争 率 (倍)	採用者 (人)
第1回警察官 公示 3月17日 一次 5月9日 5月8日, 15日, 16日 一次合格発表: 6月9日 二次 7月17日~22日 二次合格発表: 8月11日	警察官 A (男性) 10月	25	153	108	70.6	61	56	25	4.3	23
	警察官 A (女性) 10月	4	38	19	50.0	13	13	5	3.8	3
	小計	29	191	127	66.5	74	69	30	4.2	26
	警察官 A (男性) 4月	60	557	391	70.2	284	257	87	4.5	60
	警察官 A (女性) 4月	8	156	87	55.8	41	40	9	9.7	8
	小計	68	713	478	67.0	325	297	96	5.0	68
	計		97	(194) 904	(106) 605	66.9	(54) 399	(53) 366	(14) 126	4.8
警察事務職員A 公示 5月7日 一次 6月27日 一次合格発表: 7月14日 二次 8月16日 二次合格発表: 8月25日	警察事務 職員 A	8	(366) 695	(222) 426	61.3	(18) 45	(17) 41	(4) 10	42.6	(3) 9
第2回警察官 公示 7月8日 一次 9月19日 9月20日, 25日, 26日 一次合格発表: 10月13日 二次 11月19日~23日 二次合格発表: 12月8日	警察官 A (男性)	32	426	275	64.6	125	118	32	8.6	31
	警察官 A (女性)	5	110	61	55.5	28	26	8	7.6	7
	小計	37	536	336	62.7	153	144	40	8.4	38
	警察官 B (男性)	41	313	226	72.2	157	148	43	5.3	41
	警察官 B (女性)	4	83	54	65.1	23	23	6	9.0	5
	小計	45	396	280	70.7	180	171	49	5.7	46
	警察事務 職員 B	2	(62) 89	(47) 68	76.4	(11) 14	(9) 12	(3) 4	17.0	(1) 1
計		84	(255) 1,021	(162) 684	67.0	(62) 347	(58) 327	(17) 93	7.4	(13) 85
警察官計	警察官A	(17) 134	(304) 1,440	(167) 941	65.3	(82) 552	(79) 510	(22) 166	5.7	(18) 132
	警察官B	(4) 45	(83) 396	(54) 280	70.7	(23) 180	(23) 171	(6) 49	5.7	(5) 46
	合計	(21) 179	(387) 1,836	(221) 1,221	66.5	(105) 732	(102) 681	(28) 215	5.7	(23) 178
その他警察職員計		10	(428) 784	(269) 494	63.0	(29) 59	(26) 53	(7) 14	35.3	(4) 10
警察合計		189	(815) 2,620	(490) 1,715	65.5	(134) 791	(128) 734	(35) 229	7.5	(27) 188

注: ( ) 内は、女性で内数 警察官(男性)については、県外の警察第一志望者を除く。

(5) 採用試験実施結果一覧

試験名	試験区分	20年度				21年度				22年度			
		申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者
県職員A	行政	(201) 629	(129) 444	(18) 44	(13) 33	(217) 518	(130) 314	(8) 18	(7) 16	(236) 628	(135) 385	(9) 37	(2) 26
	行政(情報)	(0) 11	(0) 9	(0) 1	(0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
	化学	(15) 61	(10) 41	(2) 6	(2) 6	(10) 45	(5) 28	(2) 3	(1) 2	(9) 44	(6) 30	(1) 3	(1) 1
	衛生	-	-	-	-	-	-	-	-	(11) 17	(9) 14	(2) 2	(2) 2
	農業	(9) 45	(5) 35	(1) 3	(0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木	(5) 47	(4) 33	(0) 9	(0) 7	(8) 50	(4) 25	(1) 7	(1) 6	(3) 49	(1) 22	(1) 5	(1) 5
	農業土木	(2) 6	(0) 2	(0) 1	(0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
	畜産	(1) 8	(1) 7	(1) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	(4) 9	(3) 7	(0) 1	(0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
	建築	(3) 9	(3) 8	-	-	(5) 11	(3) 6	-	-	(3) 12	(2) 8	(1) 3	(1) 3
	電気	-	-	-	-	(1) 13	(0) 8	(0) 1	(0) 1	(0) 14	(0) 10	(0) 1	(0) 1
	計	(240) 825	(155) 586	(22) 66	(15) 51	(241) 637	(142) 381	(11) 29	(9) 25	(262) 764	(153) 469	(14) 51	(7) 38
県職員B	事務	(18) 45	(14) 39	(2) 6	(1) 2	(34) 76	(25) 58	(1) 4	(1) 4	(33) 74	(27) 62	(6) 9	(5) 8
	小計	(18) 45	(14) 39	(2) 6	(1) 2	(34) 76	(25) 58	(1) 4	(1) 4	(33) 74	(27) 62	(6) 9	(5) 8
小・中学校事務	小・中学校事務職員A	(163) 253	(129) 197	(2) 5	(2) 5	(236) 385	(188) 301	(5) 5	(4) 4	(218) 373	(156) 269	(7) 9	(5) 6
	小・中学校事務職員B	(37) 61	(30) 50	(4) 5	(4) 4	(24) 36	(20) 30	(4) 5	(4) 5	(49) 77	(42) 62	(7) 8	(6) 7
	小計	(200) 314	(159) 247	(6) 10	(6) 9	(260) 421	(208) 331	(9) 10	(8) 9	(267) 450	(198) 331	(14) 17	(11) 13
障害者体	身体障害者(事務)	(7) 20	(7) 18	(3) 3	(3) 3	(9) 30	(8) 25	(1) 3	(0) 2	(8) 25	(8) 23	(1) 5	(1) 5
	県職員等合計	(465) 1,204	(335) 890	(33) 85	(25) 65	(544) 1,164	(383) 795	(22) 46	(18) 40	(570) 1,313	(386) 885	(35) 82	(24) 64

※ ( ) は女性で内数

試験名	試験区分		20年度				21年度				22年度			
			申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者
警察官	警察官 (男性) 10月採用	A	177	108	24	24	187	132	25	23	153	108	25	23
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官 (女性) 10月採用	A	56	33	4	4	38	25	6	6	38	19	5	3
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官 (男性) 4月採用	A①	449	259	69	51	432	276	71	47	557	391	87	60
		A②	415	223	38	36	452	290	44	42	426	275	32	31
		B	331	188	38	35	349	249	48	45	313	226	43	41
	警察官 (女性) 4月採用	A①	128	68	7	6	142	83	7	7	156	87	9	8
		A②	110	54	4	4	126	67	7	6	110	61	8	7
		B	91	43	4	3	97	62	6	5	83	54	6	5
	計		(385) 1,757	(198) 976	(19) 188	(17) 163	(403) 1,823	(237) 1,184	(26) 214	(24) 181	(387) 1,836	(221) 1,221	(28) 215	(23) 178
	警察事務職員	警察事務A	(432) 760	(265) 470	(9) 14	(9) 12	(413) 784	(283) 528	(4) 7	(4) 7	(366) 695	(222) 426	(4) 10	(3) 9
		警察事務B	(85) 116	(65) 86	(5) 7	(3) 5	(64) 88	(47) 66	(2) 2	(2) 2	(62) 89	(47) 68	(3) 4	(1) 1
		小計	(517) 876	(330) 556	(14) 21	(12) 17	(477) 872	(330) 594	(6) 9	(6) 9	(428) 784	(269) 494	(7) 14	(4) 10
警察官等 合計		(902) 2,633	(528) 1,532	(33) 209	(29) 180	(880) 2,695	(567) 1,778	(32) 223	(30) 190	(815) 2,620	(490) 1,715	(35) 229	(27) 188	

※ ( ) は女性で内数

## 2 採用及び昇任の選考結果

給料表	任用級	採用						昇任							
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職	9	1						1	8						8
	8								11	1					12
	7	2						2	34	5			1	40	
	6	7	6					13	79	32	2	1		114	
	5	2						2	131	12	5	1	1	150	
	4		5					5	143	22	14	4		183	
	3	2	5					7	99	14	14	3		130	
	2	1		1				2	54	12	20	3		89	
	1	58		2				60							
	5									2					2
研究職	4								5		1			6	
	3								15		1			16	
	2								8		1			9	
	1	1		1				2							
	4														2
医療職 (一)	3														
	2														
	1	4						4							





## 第 4 章

### 給与関係業務



## 第4章 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

平成22年4月1日現在における一般職の職員（現業職員、企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	22,836 人	14,073	8,763	19,116	1,017	2,692	11
	構成比	100.0 %	61.6	38.4	83.7	4.5	11.8	0.0
行政職	職員数	5,148 人	3,654	1,494	3,415	389	1,333	11
	構成比	22.5 %	71.0	29.0	66.3	7.6	25.9	0.2
公安職	職員数	3,435 人	3,201	234	2,021	159	1,255	-
	構成比	15.0 %	93.2	6.8	58.8	4.6	36.5	-
教育職(一)	職員数	3,918 人	2,517	1,401	3,698	117	103	-
	構成比	17.2 %	64.2	35.8	94.1	3.0	2.6	-
教育職(二)	職員数	43 人	26	17	43	-	-	-
	構成比	0.2 %	60.5	39.5	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	9,632 人	4,347	5,285	9,356	276	-	-
	構成比	42.2 %	45.1	54.9	97.1	2.9	-	-
研究職	職員数	234 人	209	25	232	1	1	-
	構成比	1.0 %	89.3	10.7	99.1	0.4	0.4	-
医療職(一)	職員数	33 人	23	10	33	-	-	-
	構成比	0.1 %	69.7	30.3	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	298 人	95	203	232	66	-	-
	構成比	1.3 %	31.9	68.1	77.9	22.1	-	-
医療職(三)	職員数	95 人	1	94	86	9	-	-
	構成比	0.4 %	1.1	98.9	90.5	9.5	-	-

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,836	43.4	20.9	359,886 333,416	10,627	4,755	375,268 348,798
行 政 職	5,148	42.6	20.5	335,511 310,536	11,525	6,251	353,287 328,312
公 安 職	3,435	39.2	17.9	327,801 304,442	13,326	5,722	346,849 323,490
教 育 職 ( 一 )	3,918	45.1	22.1	385,761 357,902	12,034	4,595	402,390 374,531
教 育 職 ( 二 )	43	41.3	18.3	363,007 336,988	11,674	6,074	380,755 354,736
小 中 教 育 職	9,632	44.7	21.8	375,004 347,091	8,492	3,425	386,921 359,008
研 究 職	234	42.6	18.1	352,171 326,573	13,731	5,283	371,185 345,587
医 療 職 ( 一 )	33	40.5	13.3	422,800 388,530	10,515	68,985	502,300 468,030
医 療 職 ( 二 )	298	41.0	17.3	319,542 296,407	5,747	3,394	328,683 305,548
医 療 職 ( 三 )	95	44.4	21.6	363,289 336,667	3,732	2,647	369,668 343,046

注1：下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

注2：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

## 2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、平成22年4月現在において職種別民間給与実態調査を行った。その概要は次のとおりである。

### (1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した255の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

産 業	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計	235	89	101	45
鉱業、採石業、砂利採取業	22	11	8	3
建設業	128	42	61	25
電気・ガス・熱供給・水道業	44	18	14	12
情報通信業、運輸業、郵便業	22	7	10	5
卸売業、小売業	8	6	2	—
金融業、保険業	11	5	6	—
不動産業、物品賃貸業				
教育、学習支援業、医療、福祉サービス業				

### (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模			
		規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	190,144	195,370	186,961	182,927
	短 大 卒	167,251	167,556	167,112	165,259
	高 校 卒	156,068	157,903	155,136	154,887
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,434	198,789	192,209	188,131
	短 大 卒	170,793	169,383	171,949	168,775
	高 校 卒	158,459	159,150	158,119	154,950
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	192,020	196,800	189,250	185,630
	短 大 卒	168,779	168,428	169,000	167,604
	高 校 卒	157,215	158,493	156,592	154,918

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況  
ア 家族手当

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	14,704 円	15,085 円
配 偶 者 と 子 1 人	20,872 円	21,285 円
配 偶 者 と 子 2 人	26,200 円	26,810 円

イ 住宅手当

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	53.8%	51.2%
非 支 給	46.2%	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡 山 県	全 国
	28,000円以上29,000円未満	30,000円以上31,000円未満

ウ 特別給（賞与及び臨時給与）

項 目	区 分	岡 山 県	全 国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	339,332 円	378,904 円	276,180 円
	上 半 期 (A 2)	340,786 円	382,028 円	278,017 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	656,268 円	751,248 円	470,516 円
	上 半 期 (B 2)	690,308 円	763,119 円	468,071 円
特別給の支給割合	下半期(B 1/A 1)	1.93 月分	1.98 月	1.70 月
	上半期(B 2/A 2)	2.03 月分	2.00 月	1.68 月
	年 間 計	3.96 月分	3.97 月分	

注：下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは平成22年2月から同年7月までの期間をいう。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成22年10月7日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
368,341円	(減額措置前) 367,091円	1,250円 (0.34%)
	(減額措置後) 341,178円	27,163円 (7.96%)

注：民間給与、職員給与ともに、平成22年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

## (2) 報告（むすび）

### ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

なお、職員給与については、現在、特例条例による減額措置が実施されているところであるが、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、民間給与と比較する職員給与については、これまでと同様、特例措置による減額がない場合に支給されることとなる給与を基礎とする。

#### (ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。これは、民間においては、引き続き厳しい経営環境の下ではあるものの、昨年、半数を超える事業所において実施された雇用調整の措置が、本年は比較的大きく改善したことなどに加え、職員においては、平均年齢が上昇したにもかかわらず、平成18年度から実施されている給与構造改革に伴う経過措置が段階的に解消されたことにより、平均給与が減少したことなどによるものと考えられる。

給料表については、職員給与が民間給与を下回っている中で、特に初任給については民間との間に相当の差が生じていることから、若年層に重点的に配分するとともに、従前の構造を大きく変えないことや給与カーブのフラット化を進めることも考慮し、中堅層以降は配分を徐々に減額させた改定を行うこととする。

なお、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から、全ての号給について一律の引上げ改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

#### (イ) 住居手当

自らの所有に係る住居手当については、昨年、手当を廃止する方向で、今後、見直しを行うこととしたところであるが、他の都道府県の状況などを注視しつつ、引き続き検討する必要がある。

#### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

本年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給割合を0.2月分引き下げ、3.95月分とすることとする。来

年度以降の取扱いについては、民間の特別給の支給割合等を考慮し、期別の再配分を行うものとする。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様とする。

#### (エ) 給与構造改革の進捗状況

職員給与については、平成18年度から給与構造改革を進めており、給料表の水準の平均4.8%引下げ、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映を推進するための号給細分化、地域手当の新設及び管理職手当の定額化などを実施し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給与構造への転換を図り、地域の民間給与をより適切に反映した給与構造としてきたところである。

なお、勤務実績の給与への反映については、職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図るためにも、より適切な評価に基づき実施するよう検討を促進する必要がある。

また、給与構造改革における給料表の見直しに当たり、国においては、複数の部局課の業務の調整等従来の本府省課長の職責を上回る職務に対応し、新たな職務の級が設けられたところであるが、本県においても、複雑化・多様化する行政需要に対して、部局横断的な課題への対応が、ますます求められる状況の中で、こうした責務に対応する職務の級の設置について検討が必要である。

#### イ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させるもの（民間準拠）として、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

こうした民間準拠により職員給与を決定する仕組みを通じて、真摯に職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄

与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、特例条例による給与の減額措置については、期間が限定されて行われているものであるが、結果的に相当長期間に及ぶ措置となっていること、また、平成21年度から更に厳しい減額措置が行われたことから、職員の士気の低下や生活に及ぼす影響が強く懸念されるばかりでなく、優秀な人材の確保・育成に支障が生じることなどにも憂慮しているところである。

こうした給与の減額措置は、地方公務員法に定める給与決定の原則とは異なるものであり、本委員会としては、諸事情が整い次第、早期に給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを強く期待するものである。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長</li> <li>・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職</li> </ul>
部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> </ul>
課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
課長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・ 課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> </ul>
係 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職</li> <li>・ 係制のない事業所の主任のうち課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任</li> </ul>
主 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係制のある事業所において主任の職名を有する者</li> </ul>
係 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	本庁部次長	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7級	本庁困難課長			支店長、工場長、部長、部次長
6級	本庁課長	課長代理	課長	
5級	副参事			課長
4級	主幹	係長	課長代理	課長代理
3級	主任		係長	係長
2級	主事技師	主任	主任	主任
1級		係員	係員	係員

### (3) 勸告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

#### ア 改定の内容

##### (ア) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

##### (イ) 期末手当及び勤勉手当について

###### ア) 平成22年12月期以降の支給割合

- a 12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定幹部職員にあっては、1.15月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分（特定幹部職員にあっては、0.85月分）とすること。
- b 再任用職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分（特定幹部職員にあっては、0.7月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分（特定幹部職員にあっては、0.4月分）とすること。
- c 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

###### イ) 平成23年6月期以降の支給割合

- a 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.025月分及び1.175月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.875月分）とすること。
- b 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。
- c 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

## 4 勧告実施の状況

職員の給与改定については、給料表の引上げ改定並びに期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を4.15月分から3.95月分に引き下げる勧告を行ったが、当局と組合との交渉の結果、平成22年度については、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を4.05月分とすることで妥結し、条例改正が行われた。（給料表の改定並びに23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、勧告どおり実施された。）

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	190,100	226,800	265,000	291,500	322,900	368,500	415,300	469,000
	2	140,600	191,900	228,600	267,000	293,800	325,200	371,100	417,800	472,100
	3	141,800	193,700	230,400	268,900	296,100	327,500	373,700	420,300	475,200
	4	142,900	195,400	232,200	270,900	298,400	329,800	376,300	422,800	478,300
	5	144,100	197,000	233,900	273,000	300,500	332,100	378,600	425,100	481,300
	6	145,200	198,800	235,700	275,000	302,800	334,200	381,100	427,500	484,400
	7	146,300	200,600	237,400	277,000	305,100	336,400	383,600	429,900	487,500
	8	147,400	202,400	239,100	279,000	307,400	338,600	386,100	432,300	490,600
	9	148,500	204,100	240,800	280,900	309,600	340,900	388,700	434,600	493,600
	10	149,900	205,900	242,700	283,000	311,900	343,100	391,400	436,900	496,700
	11	151,300	207,700	244,500	285,100	314,200	345,300	394,100	439,200	499,800
	12	152,600	209,400	246,400	287,200	316,500	347,500	396,800	441,400	502,900
	13	153,900	211,000	248,200	289,300	318,700	349,500	399,400	443,600	505,900
	14	155,400	212,900	250,000	291,400	320,900	351,600	401,700	445,600	508,300
	15	156,900	214,800	251,800	293,500	323,100	353,700	404,000	447,600	510,700
	16	158,500	216,700	253,600	295,600	325,300	355,800	406,400	449,600	513,100
	17	159,900	218,400	255,300	297,700	327,500	357,800	408,700	451,600	515,600
	18	161,400	220,300	257,200	299,800	329,600	359,800	410,800	453,400	517,100
	19	162,900	222,100	259,100	301,900	331,700	361,800	412,900	455,200	518,600
	20	164,400	223,900	261,000	304,000	333,700	363,700	415,000	457,000	520,100
	21	165,800	225,600	262,900	306,100	335,800	365,800	417,100	458,800	521,300
	22	168,500	227,500	264,700	308,200	337,900	367,700	419,100	460,300	522,800
	23	171,200	229,200	266,500	310,300	340,000	369,700	421,100	461,800	524,300
	24	173,900	231,000	268,200	312,400	342,100	371,700	423,100	463,300	525,800
	25	176,600	232,500	270,000	314,400	343,800	373,800	425,200	464,800	527,100
	26	178,300	234,300	271,900	316,500	345,800	375,800	426,800	466,200	528,300
	27	180,000	236,000	273,800	318,600	347,800	377,800	428,400	467,600	529,500
	28	181,700	237,800	275,700	320,700	349,800	379,800	430,000	468,900	530,700
	29	183,200	239,300	277,600	322,700	351,700	381,800	431,700	470,100	531,900
	30	185,000	240,800	279,500	324,800	353,600	383,700	433,000	470,900	532,800
	31	186,800	242,300	281,400	326,900	355,500	385,600	434,300	471,700	533,700
	32	188,500	243,700	283,300	329,000	357,400	387,400	435,600	472,500	534,600
	33	190,100	245,100	285,000	330,700	359,300	389,200	436,900	473,300	535,400
	34	191,600	246,600	286,900	332,700	361,100	390,900	438,200	474,100	536,300
	35	193,100	248,000	288,800	334,800	362,900	392,600	439,500	474,900	537,200
	36	194,500	249,500	290,700	336,900	364,600	394,300	440,700	475,700	538,100
	37	195,800	250,800	292,400	338,800	366,500	396,000	442,000	476,500	539,000
	38	197,100	252,300	294,200	340,800	367,900	397,200	442,900	477,300	539,900
	39	198,400	253,800	296,000	342,800	369,400	398,400	443,800	478,100	540,800
	40	199,700	255,300	297,800	344,800	370,900	399,600	444,700	478,900	541,700
	41	201,000	256,500	299,700	346,700	372,400	400,700	445,500	479,700	542,600
	42	202,300	257,900	301,400	348,600	373,600	401,900	446,300	480,400	
	43	203,500	259,300	303,100	350,500	374,800	403,100	447,100	481,200	
	44	204,700	260,700	304,800	352,400	376,000	404,300	447,900	482,000	
	45	205,900	262,000	306,500	354,300	377,000	405,300	448,700	482,800	
	46	207,200	263,400	308,200	355,900	377,900	406,000	449,500		
	47	208,400	264,800	309,900	357,500	378,800	406,700	450,300		
48	209,600	266,200	311,600	359,100	379,700	407,400	451,100			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	210,800	267,500	312,900	360,800	380,700	408,200	451,700		
	50	211,900	268,700	314,500	362,000	381,500	408,900	452,500		
	51	213,000	270,000	316,100	363,200	382,300	409,600	453,300		
	52	214,100	271,300	317,700	364,300	383,100	410,300	454,100		
	53	215,200	272,400	319,400	365,300	384,000	411,100	454,700		
	54	216,100	273,700	321,000	366,400	384,700	411,800	455,500		
	55	216,900	275,000	322,600	367,400	385,400	412,500	456,300		
	56	217,800	276,300	324,200	368,500	386,100	413,200	457,100		
	57	218,600	277,500	325,700	369,400	386,800	413,900	457,700		
	58	219,600	278,600	326,900	370,100	387,400	414,600	458,500		
	59	220,600	279,700	328,100	370,800	388,100	415,300	459,300		
	60	221,600	280,800	329,300	371,500	388,800	416,000	460,100		
	61	222,600	282,000	330,400	372,100	389,300	416,600	460,700		
	62	223,600	283,000	331,400	372,800	390,000	417,300			
	63	224,500	284,000	332,300	373,500	390,700	418,000			
	64	225,400	285,000	333,300	374,200	391,400	418,700			
	65	226,200	285,800	334,200	374,700	391,900	419,200			
	66	227,200	286,700	335,000	375,400	392,600	419,800			
	67	228,200	287,600	335,800	376,100	393,300	420,500			
	68	229,100	288,500	336,600	376,800	394,000	421,200			
	69	229,900	289,500	337,500	377,300	394,500	421,700			
	70	230,600	290,300	338,200	378,000	395,200	422,400			
	71	231,300	291,100	338,900	378,700	395,900	423,100			
	72	232,000	291,900	339,600	379,400	396,600	423,800			
再任用職員以外の職員	73	232,600	292,700	340,100	379,900	397,100	424,300			
	74	233,200	293,200	340,700	380,600	397,800	425,000			
	75	233,800	293,700	341,300	381,300	398,500	425,700			
	76	234,500	294,200	341,900	382,000	399,200	426,400			
	77	235,300	294,600	342,300	382,500	399,600	426,900			
	78	236,100	295,000	342,800	383,100	400,300				
	79	236,900	295,400	343,300	383,700	401,000				
	80	237,700	295,800	343,800	384,300	401,700				
	81	238,400	296,100	344,300	385,000	402,200				
	82	239,100	296,500	344,800	385,600	402,900				
	83	239,800	296,900	345,300	386,200	403,600				
	84	240,500	297,300	345,800	386,800	404,300				
	85	241,300	297,600	346,300	387,400	404,800				
	86	242,000	298,000	346,800	388,000					
	87	242,700	298,400	347,300	388,600					
	88	243,400	298,800	347,800	389,200					
	89	244,200	299,100	348,200	389,900					
	90	244,700	299,500	348,700	390,500					
	91	245,200	299,900	349,200	391,100					
	92	245,700	300,300	349,700	391,700					
	93	246,000	300,500	350,000	392,400					
	94		300,900	350,500						
	95		301,300	351,000						
	96		301,700	351,500						
	97		301,900	351,800						
	98		302,300	352,300						
	99		302,700	352,800						
	100		303,100	353,300						

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任 用職 員以 外の 職員	101	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	102		303,300	353,600						
	103		303,700	354,000						
	104		304,100	354,400						
	105		304,500	354,800						
	106		304,700	355,300						
	107		305,100	355,700						
	108		305,500	356,100						
	109		305,900	356,500						
	110		306,100	357,000						
	111		306,500	357,400						
	112		306,900	357,800						
	113		307,300	358,200						
	114		307,500	358,700						
	115		307,900							
	116		308,300							
	117		308,700							
	118		308,900							
	119		309,200							
	120		309,500							
	121		309,800							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,100							
再任 用職 員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



## 第 5 章

### 勤務条件関係等業務



## 第5章 勤務条件関係等業務

### 1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。

ア 育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等について規程を整備した。（適用：平成22年6月30日）

イ 家族休暇について次のとおり拡充を行った。（適用：平成22年6月30日）

(ア) 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を看護する等の場合に、5日（対象となる子が2人以上いる場合は6日）の取得日数を、小学校低学年までの子が2人以上いる場合は10日とした。

(イ) 疾病等により日常生活を営むのに支障がある要介護家族を介護する場合に、(ア)と併せて5日の取得日数を、(ア)と別に、要介護家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日とした。

ウ 特別休暇について次のとおり統廃合を行った。（適用：平成22年6月30日）

(ア) 非常災害による交通遮断の場合等の、災害・事故に係る休暇を統合

(イ) 県行政の運営上の必要に基づく事務等の停止の場合の特別休暇を廃止（事務等の停止の場合は職務命令で対応）

(ウ) 更生計画の実施の場合の特別休暇を廃止（今後は職務専念義務の免除により対応）

(エ) 妊産婦の保健指導又は健康診査、妊婦の通勤緩和、妊娠に起因する障害、生理日の勤務が困難の場合の休暇を、健康支援の趣旨で統合

エ 職員が風水震火災その他の天災地変により、次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に、特別休暇を与えることとした。（適用：平成23年3月29日）

(ア) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき

(イ) 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を次のとおり改正した。

ア 育児を行う職員の時間外勤務の制限の創設に伴い、必要な事項を定めた。（適用：平成22年6月30日）

イ 家族休暇の拡充及びその他特別休暇の統廃合に伴い、必要な事項を定めた。（適用：平成22年6月30日）

ウ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、家族休暇の対象範囲に任意の予防接種及び健康診断も含めることとした。（適用：平成22年11月16日）

エ 風水震火災等に係る特別休暇の拡充に伴い、必要な事項を定めた。（適用：平成23年3月29日）

## 2 服務

平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職務に専念する義務の免除の取扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震による甚大な被害にかんがみ、次の場合を、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年人事委員会規則第10号）第2条第6号の「人事委員会が必要と認める場合」に該当するものとして職務に専念する義務を免除することができることとした。

（適用：平成23年3月17日）

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき

イ 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

ウ ア及びイに準ずる場合

## 3 その他

（1）職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）を次のとおり改正した。

再度の育児休業をすることができる特別の事情について、職員の育児休業に関する条例に規程が整備されたことに伴い、関連する規程を削除した。（適用：平成22年6月30日）

（2）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年岡山県人事委員会規則第21号）を次のとおり改正した。

派遣職員に支給される給料等と、派遣先の機関から支給される報酬との合計額が、外務公務員給与を超えないようにするため、派遣職員に支給される給与等の支給割合を100分の70未満にも設定できることとした。（適用：平成22年10月1日）

（3）公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を次のとおり改正した。

職員を派遣することができる公益的法人等の追加及び削除を行った。（適用：平成23年4月1日）

## 第 6 章

### 公平審查關係業務



## 第6章 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置要求

(1) 平成22年度において判定したもの …… 2件

平成22年第1号及び第2号措置要求事案	
1 要求者	a消防組合消防士令補A 外37名
2 要求の内容	a 消防組合所属の主査以下の職員の、非番日や週休日に公務上の会議への出席や、公務のための時間外勤務命令を受けて勤務を行う等の場合において、勤務地から業務従事場所までの移動に要する時間について時間外勤務手当を支給するよう運用を改めること。
3 審査の状況	(1) 要求年月日 平成22年12月13日 (2) 受理年月日 平成23年1月18日
4 審査の状況	(1) 判定年月日 平成23年3月22日 (2) 判定内容 非番日や週休日に時間外勤務命令を受けて勤務を行う場合に、勤務地から業務従事場所までの移動に要する時間について、時間外勤務手当の一律支給を求める要求者の要求事項は認めることができない。

(2) 平成22年度において審査したもの …… 2件（上記(1)の2件）

(3) 平成22年度において却下したもの  
なし

(4) 平成22年度において取下げのあったもの  
なし

### 2 不利益処分に関する不服申立て

(1) 平成22年度において裁決したもの …… 1件

平成21年第1号不服申立事案	
1 当事者	不服申立人 a市b病院医師A 処分者 a市長
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成21年9月30日

- (2) 処 分 内 容 減給処分
- (3) 処 分 理 由 指定速度違反を行った。

3 審査の状況

- (1) 不服申立年月日 平成21年11月26日
- (2) 受 理 年 月 日 平成21年11月30日
- (3) 第1回準備手続 平成22年1月8日
- (4) 第2回準備手続 平成22年2月22日
- (5) 第3回準備手続 平成22年3月19日
- (6) 第1回口頭審理 平成22年5月25日

4 裁 決

- (1) 裁 決 年 月 日 平成22年7月26日
- (2) 裁 決 内 容 原処分の承認（減給処分）
- (3) 理 由 諸般の事情を勘案すれば処分を行うに当たって裁量権の逸脱・濫用があったと言えず、また量定についても違法・不当なものであるとは認められない。

(2) 平成22年度において審査したもの …… 2件（上記(1)の1件を含む）

平成22年第1号不服申立事案

- 1 当 事 者 不服申立人 c市d支所産業建設課長B  
処 分 者 c市長

2 処分の内容

- (1) 処 分 年 月 日 平成22年1月18日
- (2) 処 分 内 容 減給処分
- (3) 処 分 理 由 公共用地として取得する必要がある土地を、取得の必要があるとして事業を執行し、土地購入代金を支出し、市に損害を与えた。

3 審査の状況

- (1) 不服申立年月日 平成22年3月11日
- (2) 受 理 年 月 日 平成22年3月23日
- (3) 第1回準備手続 平成22年6月28日
- (4) 第2回準備手続 平成22年8月10日
- (5) 第3回準備手続 平成22年10月18日
- (6) 第4回準備手続 平成22年12月13日
- (7) 第5回準備手続 平成23年2月3日

- (3) 平成22年度において却下したもの  
な し
- (4) 平成22年度において取下げのあったもの  
な し
- (5) 平成22年度において打ち切ったもの  
な し

### 3 苦情処理

平成22年度において苦情相談があったのは、20件であった。相談の事項別と処理方法は次のとおりである。  
(単位：件)

事項	処理	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入	その他	計
任用関係		1	1	3		1	6
給与関係				1			1
勤務条件		4	1	2			7
福利厚生							
いじめ等			1	1		3	5
その他		1					1
計		6	3	7		4	20

### 4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

平成23年3月31日現在、受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市の10市	63団体
町 村	和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西粟倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町の県内全12町村	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合 41一部事務組合	



## 第 7 章

### 職員団体関係業務



## 第 7 章 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録

#### (1) 県関係

平成22年度中に新規登録及び登録取消し、解散をした職員団体はなかった。また、平成22年度における登録事項の変更届の状況は、次のとおりであった。（4件）

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	22. 7. 1	役員変更
2	岡山県教職員組合	22. 4. 1	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	22. 5. 6	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	22. 9. 8	役員及び規約の変更

#### (2) 受託地方公共団体関係

平成22年度中に新規登録及び解散した職員団体はなかった。登録取消しをした職員団体は次のとおりであった。また、平成22年度における登録事項の変更届の状況は、次のとおりであった。

##### ①登録取消し（1件）

登録番号	団体名	取消し年月日	備考
16	作東町職員組合	22. 11. 16	

##### ②登録事項の変更（10件）

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
22	高梁市職員組合	22. 10. 5	役員変更
31	自治労鏡野町職員組合	22. 10. 7	役員変更
32	久米南町職員組合	22. 9. 28	役員変更
33	浅口市職員組合	22. 10. 14	役員変更
34	奈義町職員組合	22. 10. 5	役員変更
36	自治労早島町職員組合	22. 7. 1	役員変更
48	総社市職員組合	22. 8. 17	役員変更
50	自治労新見市職員組合	22. 5. 25	役員変更
51	美咲町職員労働組合	22. 8. 10	役員変更
52	真庭市職員労働組合	22. 9. 14	役員及び規約の変更

## 2 管理職員等の範囲の指定

### (1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

・職の新設及び改廃

機 関		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号	
知 事 部 局	本 庁	文化スポーツ振興監 知事室長 総括参 事(政策推進課に属 する者) 参事(総合 政策局に属する者) 総括副参事(行政 改革推進室に属す る者) 副参事(政策推 進課、地方分権推進 課に属する者) 総 括主幹(評価班に属 する者) 主幹(職員 厚生班に属する者で 労働安全衛生業務の 企画立案の事務を行 うもの並びに秘書 課、政策推進課及び 地方分権推進課に属 する者) 主任(庁舎 管理班に属する者で 庁舎管理の企画立案 の事務を行うもの並 びに政策推進課及び 法制班に属する者)	政策審議監 環境管 理監 福祉政策企画 監 参事(政策審議 監付の者及び知事室 に属する者) 総括 副参事(秘書班及び 評価班に属する者) 副参事(政策審議 監付の者) 主幹(政 策審議監付の者) 主任(政策審議監付 の者、法制班に属す る者で条例等の審査 の事務を行うもの及 び庁舎管理班に属す る者)	職 の 改 廃	22. 3. 30 規則第16号	
	出 機 関	県 民 局		地域防災監	職 の 廃 止	
		児 童 相 談 所	総括主幹(人事の事 務を行う者)	主幹(人事の事務を 行う者)	職 の 改 廃	
		環 境 保 健 セ ン タ ー	総括副参事(人事の 事務を行う者)	副参事(人事の事務 を行う者)	職 の 改 廃	
		工 業 技 術 セ ン タ ー	総括副参事(人事の 事務を行う者)	副参事(人事の事務 を行う者) 主幹(人 事の事務を行う者)	職 の 改 廃	
		農 林 水 産 総 合 セ ン タ ー	センター長 総括副 参事(人事の事務を 行う者) 主幹(人事 の事務を行う者)	所長 参与 副参事 (人事の事務を行う 者) 副参事(人事の 事務を行う者)	職 の 改 廃	

		農林水産総合センター 農業研究所	所長 副所長	場長 支場長 副場 長	職の改廃
		農林水産総合センター 農業大学校			名称の変更
		農林水産総合センター 生物科学研究所	副所長	次長	職の改廃
		農林水産総合センター 総合畜産研究所	副所長	次長 総務課長 副 参事(人事の事務を 行う者) 主幹(人 事の事務を行う者)	職の改廃
		農林水産総合センター 水産研究所	所長	場長 総務課長	職の改廃
		農林水産総合センター 森林研究所	所長 副所長	場長 総務課長	職の改廃
		木材加工技術センター		所長	機関の統合
教育委員会	教育庁			室長	職の廃止

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

・職の新設及び改廃

地方公共団体名	機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
高 梁 市	市長部局	本 庁	参与 庶務管財係 長 環境衛生係長 財政係主任	行政係長 管財係 長 衛生係長	職の新設及 び 廃 止	22. 7. 16 規則第22号
新 見 市	市長部局	本 庁	主査（総務課人事 係、秘書課及び財 政課に属する者） 主任（総務課人 事係に属する者） 主事（総務課人 事係に属する者）	秘書係長 環境保 全係長 主査（人 事係及び財政係に 属する者） 主任 （人事係及び財政 係に属する者） 主事（人事係に属 する者）	職の新設及 び 廃 止	

		支 局		総務係長	職 の 廃 止	
		廃棄物処理センター所	参事		職 の 新 設	
		大佐児童館		館長	機関の廃止	
	教育委員会	事 務 局	部長	教育次長 学校教育係長	職の新設及び廃止	
		農 業 委 員 会 事 務 局	主幹		職 の 新 設	
備 前 市	市長部局	本 庁	所長 行政改革係長 主査（行政改革係に属する者）	契約監理係長	職の新設及び廃止	
赤 磐 市	市長部局	本 庁	参与		職 の 新 設	
		病 院	参与		職 の 新 設	
美 作 市	市長部局	本 庁	管理監 検査監 室長	次長	職の新設及び廃止	
		出 張 所		所長	機関の廃止	
		福祉事務所		次長	職 の 廃 止	
		環 境 美 化 セ ン タ ー		所長	機関の廃止	
		病 院		次長	職 の 廃 止	
	教育委員会	事 務 局		次長	職 の 廃 止	
浅 口 市	教育委員会	事 務 局	参与		職 の 新 設	
里 庄 町	町長部局	本 庁	参事		職 の 新 設	
浅 口 市	市長部局	本 庁	政策課長補佐（市長の秘書業務を主務とする者に限る。） 主査（行政係、財政係及び人事係に属する者に限る。） 主任（人事係に属する者に限る。） 主事（人事係に属する者に限る。）	秘書広報課長補佐（市長の秘書業務を主務とする者に限る。） 人事担当の主任及び主事（福利厚生又は研修に関する事務を行う者を除き、かつ、企画に関する事務を行う者に限る。）	職の新設及び廃止	22. 9. 28 規則第23号
		総 合 支 所	市民生活課長補佐（庶務を担当する者に限る。）	総務振興課長補佐（庶務を担当する者に限る。）	職の新設及び廃止	

## 第 8 章

### 労働基準監督機関関係業務



## 第8章 労働基準監督機関関係業務

### 1 労働基準監督機関職権行使者

平成22年10月26日開催の人事委員会決議で、労働基準監督機関の職権は、村上委員に委任されている。

### 2 労働基準法別表第1による号別区分

(1) 事業所の新設に伴い、岡山労働局長と協議の上、次のとおり号別決定を行った。

区 分	名 称	号 別	決定年月日	備 考
教育委員会	真庭高等学校	12号	22. 12. 10	
警察本部	生活安全部機動警ら隊	その他	23. 3. 23	

(2) 事業所の廃止に伴い、岡山労働局長に次のとおり報告を行った。

区 分	名 称	号 別	報 告 年 月 日
教育委員会	落合高等学校	12号	22. 12. 10
	久世高等学校	12号	

### 3 労働基準法に基づく諸届の受理等

平成22年度中の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働，休日労働に関する協定の締結届	92	92件中変更届 1 件
解雇予告除外認定	1	

### 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

平成22年度中の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	54	(社) 日本ボイラ協会委託分 (24件) (社) 日本クレーン協会委託分 (2件)
特定機械等の性能検査実施	26	
ボイラー休止報告	1	
ボイラー廃止報告	3	
機械等設置届	2	
機械等設置届	2	

なお，特定機械等（ボイラー）の廃止に伴い，検査証の返還を受けた。

